

2. 重度訪問介護

※1回あたりの報酬となります

※()内が旧単位となります

基本報酬の改定

重度訪問介護 サービス費	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
	367単位 (366)	458単位 (457)	550単位 (549)	640単位 (639)	732単位 (731)

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

各種加算の改定

(1) 加算の新設

名称	区分：単位数	詳細
身体拘束廃止 未実施減算	5単位/日	以下、①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。 ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※令和5年4月からの適用とする。
移動介護緊急時支援加算	240単位/日	利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

(2) 加算の改定

名称	現行	改定後
福祉・介護職員 処遇改善加算 (I)	所定単位数の19.1%を加算/月	所定単位数の 20.0% を加算/月
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	(I)：所定単位数の4.5%を加算/月 (II)：所定単位数の3.6%を加算/月	(I)：所定単位数の 7.0% を加算/月 (II)：所定単位数の 5.5% を加算/月
緊急時対応加算	100単位/月	100単位/月 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

※障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋